

社会労働委員會議録 第十九号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)
午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 佐々木秀世君

理事大坪 保雄君 理事中川 俊忠君

理事野澤 清人君 理事藤本 捨助君

理事滝井 義高君

植村 武一君 小川 半次君

荻野 豊平君 龜山 孝一君

川崎 秀二君 久野 忠治君

小島 徹三君 田中 正巳君

田子 一民君 中村三之丞君

中山 マサ君 八田 貞義君

林 博君 耳 四郎君

赤松 勇君 阿部 五郎君

井堀 繁雄君 岡本 隆一君

栗原 俊夫君 多賀谷貞君

堂森 芳夫君 長谷川 保君

八木 一男君 山口シヅエ君

中原 健次君

出席國務大臣

労働大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

厚生政務次官 山下 春江君

労働政務次官 武藤 常介君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

三月十二日

委員菅野和太郎君、草野一郎平君、

中村梅吉君及び多賀谷貞君辭任に

つき、その補欠として小川半次君、

荻野豊平君、林博君及び三宅正一君

が議長の名で委員に選任された。

同日

委員荻野豊平君辭任につき、その補
欠として草野一郎平君が議長の名
で委員に選任された。

三月十二日

身体障害者福祉法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一一五号)

性病予防法等の一部を改正する法律
案(内閣提出第一一六号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律
の一部を改正する法律案(内閣提出
第一一九号)

社会福祉事業法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一一四号(予))

い獣処理場等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出第二二
〇号(予))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出第四八号)

日雇労働者健康保険法の一部を改正
する法律案(八木一男君外十二名提
出、衆法第四号)

〇佐々木委員長 これより會議を開き
ます。

労働保険審査官及び労働保険審査会
法案を議題といたします。本案につき
ましては、前會質疑を終了してありま
すので、直ちに討論に入ります。討論
の通告があります。順次これを許可い
たします。岡本隆一君。

〇岡本委員 私は日本社会党を代表い
ます。

たしまして、ただいま議題となつてい
る労働保険審査官及び労働保険審査会
法案に對しまして、反対の趣旨を説明
いたしたいと存じます。

本法案の趣旨とするところは、従来
都道府県労働基準局ごとに設置され
ておりましたところの労働、公益三者構
成の労働者災害補償保険審査会を廢し
て、これを労働保険審査会と置きか
え、さらに中央に政府が国会の同意を
得て任命する三名の委員よりなる労働
保険審査会を設けて、これを労働
保険並びに失業保険の異議の審査機構
とせんとするものであります。勤労に
いそむ者がその職場において不慮の
災害にあり、あるいは業務上の原因に
基いて傷病に倒れた場合、その傷病者
もしくは遺家族等の生活が保障される
べきであることはもちろんであります
が、時として、その傷病が果して業務
上の理由に基くものなりやいなやの判
定はきわめて困難な場合があります。
しかも個々の労働者にとつては諸種の
身体的な機能障害が起り、再び従来の
労働につくあたわさるに立ち至つた場
合には、その傷病に對する補償の有無
は、まさに死活の問題となつて参りま
す。従つて、従来労働基準監督署の決
定した労災補償の保険給付に對し、不
服の申し立てをなす者が年間三千件を
越し、さらに第一審たる審査官の決定
に不服を申し立て、第二審の都道府県
審査会の審査を受ける者が二百件に達
してあります。これは災害傷病等に倒
れた貧しい勤労者にとつて、労災補償

がいかに命のかてとして大切なもので
あるかを物語るものであります。自来
審査に對する不服申し立てに對して、そ
の傷病が業務上の理由に基くものなり
やいなやを判定することのきわめて困
難な場合に、これを明らかにするため
には、事故発生当時の現場目撃者を初
め、使用者、治療を担当した医師その
他の療養関係者、家族等多数の人々の
意見を徴さなければ、公正な判定を下
すことはできません。従来の都道府県
労働審査会は、かかる場合きわめて親
切にこれら事件関係者について、よく
事情を調査し、また異議申立人の意見
もよく聞いて、きわめて民主的に公正
に運営されておつたのであります。な
るほど異議申請者の多くは、必ずしもそ
の言ひ分の正しいもののみではありま
せん。むしろこの申請の言ひ分に無理
のある場合が多いことも聞いておりま
す。しかしながら、だからといって大
勢のうちただ一人といえども審査の
粗漏のために当然補償されるべき災
害、傷害が補償されることなくして、
まじめな勤労者が当然の権利を失つて
飢えに泣くようなことがあつてはなり
ません。これら生死の関頭に立つ傷病
者にとつては審査会の決定がただ一つ
の頼みの綱となつておられるわけであ
りまして、これに對して自分の言ひ分を
十分に申し立てる以外に彼らにとつて
頼むところはあります。かかる意味に
おいて現在の労災保険審査会の運営は、
労働、公益代表の三者構成によつてま
ことに親切であるといふべきでありま

す。ところで政府は今般本法律案を通
じ、多数の異議申請を審査するに當つ
てその処理に一貫性を持たせる必要あ
りとの理由のもとに、この審査機構を
中央に一本化せんといたしておりま
す。かくては労働者にとつて審査会は
全く手のとどかぬ遠いところを持ち去
られることになりまして、審査は当然
きわめて形式的な全くの事務処理に終
つてしまふことになります。試みに本
法施行に伴う予算を見ますとき、特別
職の委員に對する報酬として月額平均
一人九万四千円ずつ、三名分二百八十
二万円の巨額が計上されているのに對
し、事務費の十カ月分わずかに百十三
万円でありまして、これをもつてして
はとて親切的な調査や温情のこもつた
審査等のできようはずがありません。
この予算はどう考へても委員さんのた
めの審査会であつて、審査のための委
員会であるとは考へられません。ここ
ではおそろしく傷病者が手を合せ念じる
心のこもつた申請書も一片のさら半紙
として情よろしくなく紙くずかごに捨
て去られていくことでもありましよう。
私どもは近ごろおもしろい商売を見
いたしました。委員会屋という商売で
あります。試みに社会保険年鑑を独り
居のつれづれに見ておきますと、同じ
人が数え切れないほどのたくさんのも
るもろの委員を兼ねておられます。た
えば元内務省保険局長官であつた清水
玄さんであります。この人は社会保
障制度審議会委員、社会保険審議会委
員、七人委員会委員、労働者災害補償

保険審議会長、失業保険審議会委員、市町村職員共済組合審査会長、労災協会会長、船員保険会長等数人、いまとまがありません。また大蔵省給与局長でありました今井一男さんを見ますと、社会保障制度審議会委員、中央社会保険医療協議会委員、社会保険審議会委員、臨時医療保険審議会委員、七人委員会委員長、共済組合連盟理事長、非現業共済組合連合会長、労働金庫理事長等、まことにたくさん委員をやっておられます。赤木朝治元内務省医務局長あるいは川西実三元内務省社会局保険部長、これらの人もたくさん委員をやっております。労働保険審査会の委員には人格高潔な学識経験者をもって充てるといふことを労働大臣は言っておられますが、功なり名遂げたお役人はみんな学識経験者といたしまして、それぞれの委員会、審議会の委員に配置されております。そしてこの委員を審査するからいざこも同じとなりまして、勢い官僚的な保守的なにおいぶんおんとしてくるのであります。私は、このことは将来日本の社会保障制度の機構の改革に際しまして大いに考慮すべき問題であると思っております。そして今度の委員会も同じような委員会屋さんによって占められ、きわめて保守的な官僚的な運営が行われることがないように私は念願いたしております。

かくて本法案の施行されますときには委員会は裏の上に運び去られ、勤労者は当然の権利を主張し得る機会を奪われ、審査は一片の事務的処理に墮して、傷病に悩む労働者の福祉は踏みにじられ、当然受けるべき権利としての

労災保障を失って、窮乏にあえぐ犠牲者も出てくることでありませう。制度は常にすべての人の仕合せを願うものでなくてはなりません。労災保険の精神は労働者の基本的人権を守り、勤労者がよし傷つき倒れることありといえども、憲法に規定された最低の文化的生活を保障せんとするところにあるべきです。労働者から災害補償に関する異議申し立ての機会を万里の遠くに運び去って、その口を封じ、不幸なる犠牲者を招来せんとするがごときことは、まさに制度の改正にあらずして改悪であります。

日本社会党は以上の理由をもって、本法律案に対し強く反対するものであります。政府及び自民党の諸君は、みづからの非人情的な方策をよく反省し、いささく本法律案を撤回されんことを要望して、私の反対討論を終ります。(拍手)

○佐々木委員長 大坪保雄君。

○大坪委員 私は自由民主党を代表のましまして、この労働保険審査官及び労働保険審査会法案に賛成の意見を申し述べます。

本法案は第一に従来の労災保険については第一審、第二審ともに都道府県ごとに設け、失業保険については第一審、第二審ともに労働省に設置せられてきたが、ことに労災保険については中央の審査機関がないために審査が区々となり、運用に欠ける点が少なくなつたので、これらを統合して中央に労働保険審査会を設け統一ある運用をはかりたいといたしたものであり、第二に従来の労災保険審査会及び失業保険審査会はいわゆる三者構成をとっておるのでありますが、準司法的のものである

りますから、また迅速をとうとぶために社会保険の例にならば、公益委員をもって構成したものであること、第三に従来の実情から見ても合理的に整理したもので、保険行政の上から見たまことに時宜に適した改正であるところ存する次第であります。社会党の懸念しておられる三者構成の点については、地方の審査官の審査に際しても、また中央の審査会においても労使代表の意見を十分に述べしめ、実質的に三者構成の機能を發揮せしめることとなつておるのであります。この際私どもはさらにこの上に、政令にそれぞれの手続を定めて、これが民主的運営をはかる上に十分留意されることを当局に希望いたしまして、本案に対しては賛成をいたす次第であります。(拍手)

○佐々木委員長 中原健次君。

○中原委員 たいだいま議題となつております本法律案に反対の意見を述べたいと思ひます。

この法律案はその扱わんとするところ、労災におきましては当該負傷、疾病、死亡等の事故の業務上あるいは業務外の認定、その決定、障害補償費の支給につきましては特に障害等級の決定、平均賃金の決定あるいは保険給付の制限事由の有無の決定、また失業保険におきましては被保険者の資格の得喪の確認、失業の認定等、これらきわめて重要な事項についての審査の申請にかかわる重要な事柄を扱う機関でありますだけに、この審査会を構成する委員あるいは審査官の決定に關し、これは、これらの被保険者側の利益を滞りなく十分反映せしめるに足るだけの性能を持つ機関でなければならぬと考へるのであります。しかるにこの審査

会の委員に關します場合、政府の説明によれば公益的立場にある学識経験者のみによって構成せる機関が審査をし、なおかつ採決をするということが妥当である、このように打ち出しておるのであります。果してそれがその言うがごとき純粋性の中からの期待するところとがでるならば、残念ながら私どもはそのことを期待することができない。審査し、採決する機関の妥当性を確保するためには、従来の経験を積み重ねて参りましたごとくに、いわゆる三者構成による機関にその審査をゆだねるといふことがせめても妥当な結果を期待することができるとはなからうか、しかるにその主張に対して一顧も与えない今回の措置は、特に被保険者の側から断じて承服のできない事柄であるかと考へるものであります。そのような被保険者側の声に多少の心を用いたものであろうかと考へられます制度に、いわゆる参与制の採用があると思ひます。この参与制といふのはなるほど一応被保険者のそのような期待に何らかの心を用いたかのごとくに見せつけなければならぬと考へるその措置であらうと考へるが、これはその審査に当たつた一応耳を寄せる程度の機能を持たせざるにすぎないと思ひます。従つてさまでの期待をその機関に寄せることは困難であらうかと考へるのであります。そして審査の統一と適正化を強調し、その強調の中に政府の意向するものが何であるかを想像することができるのであります。このよ

うなことでは被保険者側の利益を今後どのようにして保障するかについてはなほ遺憾なきを得ないものを感じるのであります。

なお第二点といたしまして、いわゆる第一審の段階、その第一審の段階はほゞ現行の制度をそのままにしたと称しておりますけれども、この際労働保険審査官の身分の問題を思ひますと、これは全く労働大臣の下僚をもってこれに当らしめ、従つて労働大臣の指揮下に属する者をもってその任を全うせしめようとしておるのであります。従つてこのようにいたしましたのは、この審査官の身分が安全に保障されておらないだけ、それだけその職能は依然として官僚制の根を深く張る以外に方法がない。つまりねらいはやはりそこにあることを思ひます。少くともこのときは遺憾であります。少くともこのときに當つて、この審査官の身分の問題についてそのよ

うなことでは被保険者側の利益を今後どのようにして保障するかについてはなほ遺憾なきを得ないものを感じるのであります。一言反対の要旨といたします。(拍手)

○佐々木委員長 以上で討論は終局いたしました。ただいま中川委員より先刻の岡本委員の討論中、不穏当と認められる発言があるとの申し出がありましたので、速記録を調べて、もし不穏当の点がありましたら委員長において適當の処置をいたしたいと

思いますので御了承願いたいと存じます。

○岡本委員 議事進行について。私は今の討論の中で一言片句たりとも不穩当と思われるようなことは発言した覚えはありません。すべて私の真心からほとぼり出る言葉をもって……。

○佐々木委員長 岡本君に申し上げます。不穩当であるかないかは速記録を調べた上と申しておりますから、速記録を調べた上適當な処置をいたしたいと思ひます。

これより採決いたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を願ひます。

〔賛成者起立〕

○佐々木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

なお本案に対する委員会報告書の作成等に関しましては委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐々木委員長 御異議ないものと認めそのように決します。

○佐々木委員長 次に八木一男君外十二名提出の日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案を議題とし、審議に入ります。まず提出者より趣旨の説明を聴取いたします。八木一男君。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案
日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次の

ように改正する。

目次中「第四章 費用の負担（第二十八条―第三十七条）」を「第四章 費用の負担（第二十八条―第三十七条）の二 認可による被保険者に関する特例（第三十七条の二―第三十七条の六）」に改める。

第一条中「分べんに対してを」を「分べんに関して」に改める。
第九条を次のように改める。
（保険給付の種類）

第九条 この法律による保険給付は、次のとおりとする。

- 一 療養の給付
- 二 傷病手当金の支給
- 三 埋葬料の支給
- 四 分べん費の支給
- 五 出産手当金の支給
- 六 保育手当金の支給
- 七 家族療養費の支給
- 八 家族埋葬料の支給
- 九 配偶者分べん費の支給
- 十 配偶者は育手手当金の支給
- 第十條第三項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十四条中「一年」を「二年」に改める。

第十六条の三第二項中「通算して二十八日」を「通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して四十八日」に改め、同条を第十六条の四とする。

第十六条の二第三項中「七十八日」を「六十日」に改め、同条を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（傷病手当金）

第十六条の二 被保険者が療養のため業務に服することができないときは、その日から起算して第四日から業務に服することができなかつた期間、傷病手当金を支給する。

2 被保険者が傷病手当金の支給を受けるには、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病による療養のため業務に服することができなかつた最初の日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

3 第一項の傷病手当金の額は、一日につき、次の各号の一に該当する場合には百四十円、その他の場合には九十円とする。ただし、その被保険者が病院又は診療所に収容され、かつ、その被扶養者がないときは、一日につき、次の各号の一に該当する場合には九十円、その他の場合には六十円とする。

一 二箇月間に通算して二十八日以上の保険料が納付されていることによつて前項の支給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料のうち、第一級の保険料が二十八日分以上であるとき。

二 六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が納付されていることによつて前項の支給要件をそなえている被保険者について、納付された保険料のうち、第一級の保険料が六十日分以上であるとき。

4 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して九十日間をもつて限度とする。

第十七条の前に次の四条を加える。

（出産手当金）
第十六条の五 前条第一項の場合において、被保険者が分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において業務に服さなかつた期間、出産手当金を支給する。
2 被保険者が出産手当金の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前四箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して四十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

（準備規定）
第十六条の八 健康保険法第五十八条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

第十七条の二第二項及び第十七条の三第二項中「七十八日」を「六十日」に改める。

第十七条の四 埋葬料若しくは分べん費を「傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは保育手当金」に、「若しくは配偶者分べん費」を「配偶者分べん費若しくは配偶者は育手手当金」に改め、同条を第十七条の五とし、第十七条の三の次に次の一条を加える。

（配偶者は育手手当金）
第十七条の四 被扶養者である配偶者が分べんした場合において、その出生児を保育したときは、被保険者に対し、配偶者は育手手当金を支給する。

2 被保険者が配偶者は育手手当金の支給を受けるには、分べんの日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して六十日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

3 第一項の配偶者は育手手当金の支給に關しては、第十六条の六第一

日分以上又は当該月の前六箇月間に通算して四十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

（出産手当金）
第十六条の七 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

項の規定を準用する。

第十八条第一項中「埋葬料若しくは分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは保育手当金に、「分べんにつき」を「分べんに關し」と同条第二項中「若しくは分べん費」を、「分べん費若しくは保育手当金に、「分べんにつき」を「分べんに關し」と、「若しくは分べん費」を「分べん費若しくは保育手当金に、「分べんにつき」を「分べんに關し」と、同条第四項中「埋葬料若しくは分べん費」を「傷病手当金、埋葬料、分べん費、出産手当金若しくは保育手当金に、「分べんにつき」を「分べんに關し」とに改める。

第二十八条を次のように改める。

(国庫の負担)

第二十八条 国庫は、保険給付に要する費用の百分の五十を負担する。

2 国庫は、前項の費用のほか、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第四章の次に次の一章を加える。

第四章の二 認可による被保険者に関する特例

(認可による被保険者)
第三十七条の二 第六条に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、次の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保険者とし、その特例については、

この章の定めるところによる。
一 日雇労働者をもつて組織する労働組合の組合員であること。
二 その所属する労働組合の組合員全部を包括して被保険者とするに同意する日雇労働者の同意があつたこと。
2 前項第二号の認可の申請は、同項に規定する労働組合がその組合員の二分の一以上の同意を得てなすものとする。
3 厚生大臣は、次の各号の一に該当する場合に、第一項第二号の認可を取り消すことができる。
一 組合員が四人以下となつたとき。
二 第一項第二号の厚生大臣の認可を受けた労働組合(以下「認可組合」という)が、その組合員の四分の三以上の同意を得て認可の取消を申請したとき。
三 認可組合が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。
4 前三項に規定するもののほか、第一項第二号の認可及びその取消に關し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の負担)

第三十七条の三 認可組合の組合員である被保険者に係る日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該被保険者の負担とする。

(保険料の納付義務)

第三十七条の四 認可組合は、その組合員である被保険者が使用される日ごと、当該被保険者が負担すべき保険料を、当該被保険者に代つて納付しなければならぬ。

らぬ。

2 同一人が、一日において、第六条の規定による被保険者として同条に規定する事業所に使用され、及び第三十七条の二の規定による被保険者として使用された場合において、その者は、第二十九条の規定による保険料の徴収に關しては、第三十七条の二の規定による被保険者として使用されなかつた者とみなす。

(被保険者の償還義務)

第三十七条の五 認可組合が前条第一項の規定によりその組合員である被保険者に代つて保険料を納付したときは、当該被保険者は、厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該認可組合に償還しなければならない。

(適用規定)

第三十七条の六 第八条第一項、第二十五条の二第二項、第三十一条第二項から第四項まで、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十七条第一項の規定の適用については、それぞれ、次の各号のとおり読み替へるものとする。
一 第八条第一項中「第六条の規定によつて被保険者となつたとき」とあるのは、「被保険者となつたとき」と読み替へる。
二 第二十五条の二第二項中「事業主」とあるのは、「認可組合」と読み替へる。
三 第三十一条第二項中「前項」とあるのは、「第三十七条の四第一項」と、第三十一条第三項中「第六条各号に掲げる事業所に

使用される日ごと」とあるのは「使用される日ごと」と、「事業主」とあるのは「認可組合」と、第三十一条第四項中「事業主は、被保険者を使用する日ごと」とあるのは「認可組合は、被保険者を使用される日ごと」と読み替へる。

四 第三十二条中「事業主は、その事業所ごと」とあるのは「認可組合は、」と、「被保険者を使用する」とあるのは「被保険者が使用される」と読み替へる。
五 第三十三条第一項及び第二項中「事業主」とあるのは「認可組合」と、「第三十一条」とあるのは「第三十七条の四第一項」と読み替へる。
六 第四十四条中「被保険者を使用する事業主」とあるのは「認可組合」と読み替へる。
七 第四十七条第一項中「被保険者を使用する事業所」とあるのは「認可組合」と、「事業所」とあるのは「認可組合の事務所」と、「事業主、被保険者」とあるのは「被保険者」と読み替へる。

第四十六条中「療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給」を「保険給付」に改める。
第五十一条中「第三十一条第一項の下に」若しくは「第三十七条の四第一項」を加える。
第五十六条に次の二項を加える。
2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に關し、第五十一条又は第五十二条の違反行為を

したときは、行為者を罰するほか、その団体に対して、各本条の罰金刑を科する。
3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に關する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定を準用する。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。
(経過規程)
2 被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病であつて、療養の給付又は家族療養費の支給の開始の日から起算してこの法律の施行の日前一年を経過したものに關する保険給付の支給については、第十四条の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)
3 健康保険法(大正十一年法律第七十号の一部を次のように改正する。
第五十九条ノ五中「又ハ配偶者分給費」を「配偶者分給費又ハ前条第二項ノ哺育手当金」に、「若ハ分給費」を「分給費若ハ哺育手当金」に改める。
(船員保険法の一部改正)
4 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。
第五十六条ノ五中「配偶者分給

したときは、行為者を罰するほか、その団体に対して、各本条の罰金刑を科する。
3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に關する刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定を準用する。

費」の下に、第三十三條第二項ノ規定ニ依ル育児手当金を「分娩費」の下に、「哺育手当金」を加ふる。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

5 国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の二中「配偶者分べん費」の下に、「組合員の被扶養者である配偶者分べんに係る保育手当金」を、「分べん費」の下に「保育手当金」を加ふる。

(市町村職員共済組合法の一部改正)

6 市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第四十條の二中「配偶者分べん費」の下に、「組合員の被扶養者である配偶者分べんに係る保育手当金」を、「分べん費」の下に「保育手当金」を加ふる。

本条施行に要する経費として、約十六億七千万円の見込である。

○八木一男委員 ただいま議題となりました日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について、その趣旨及び概要について御説明いたします。

日雇労働者健康保険制度は、同法が昭和二十年七月成立、翌年三月給付開始以来、日雇労働者の疾病負傷時等における医療並びに生活の保証を行う制度として漸次その実効をあげつつあります。成立時における本院厚生委

員会の附帯決議または数次の社会保障制度審議会あるいは社会保険審議会の答申で指摘されておりますごとく至急に改善を要するものが多いのでありまして、この状態は成立後二回の改正を経た今日においても、その改正が小幅のものでありましたため変りはないのであります。

すなわち療養の給付は現在一カ年まででありまして健康保険よりはるかに短期間に限定されておるわけでありますが、このようなことは本法の被保険者が健康保険の被保険者よりもはるかに結核等の長期疾病に罹病しやすい悪環境にあると推定されることを考えますとはなはだ當を得ておらないのであります。

次に現金給付は埋葬料、家族埋葬料、分べん費、配偶者分べん費等一時的なものに限られて、傷病手当金、出産手当金、保育手当金、配偶者保育手当金等の継続的現金給付がないことが、大きな欠陥とされております。特に傷病手当金のないことは発病休業の際、直ちに無収入の状態に陥る日雇労働者にとって致命的なものであり、家族の生活を守るために診療を受けなかつたり、また、診断の結果安静を必要としながら就業したりして病気を悪化させる場合が少なくなく、全く仏作って魂を入れずといった結果になってるのであります。

さらに現在の保険給付を受ける要件は、事故発生前二カ月間に二十八日以上、あるいは前六カ月間に七十八日以上保険料を納入していることになっておるわけでありまして、地域的、時期的には一カ月の就労平均が十三、四日になることもある日雇労働者の実態か

ら見ますときに、この要件ははなはだ過酷でありまして、ちょっとした家庭上の事故等によりまして非常に不運な被保険者は常々まじめに保険料を納入しておきながら保険事故の際に診療を受けられない場合に立ち至るのでありまして、至急改正の要が痛感されるのであります。また本法の適用される被保険者は職安に働く自由労働者あるいは土建労働者の人々等でありまして、同様の労働条件にありながら適用を受け得ない人達、あるいは山林労働者、つき添い看護婦の人たちも相当あるものでありまして、適用拡大の必要も従前から指摘されておるのであります。

最後に以上の欠陥をなくすための改正を保険給付に対する国庫負担の大幅増率によって実現すべきことは日雇労働者の生活実態、各審議会等の答申等よりして当然のことと考えられます。本改正案は以上の理由によってそれぞれに対応した改正を実現しようとするものでありまして、その内容の概略は左の通りであり、その施行に要する経費は約十六億七千万円の見込みであります。

第一に、療養給付を一カ年より二カ年に延長したいと考えております。

第二に、これから申し上げるような継続的現金給付を新設したいと考えておるわけでありまして、その第一は傷病手当金であります。傷病手当金を、一級の被保険者に対しては一日四十円、二級の被保険者に対しては一日九十円という単価をもちまして九十日間まで支給するわけでございまして、その第二は出産手当金でございます。その単価は傷病手当金と同

様でございますが、産前産後の四十日ずつ、すなわち合計八十四日間を支給したいと考えておるわけでございまして、その第三は保育手当金並びに配偶者保育手当金でございます。これは一カ月二百円の金額をもちまして六カ月間支給することにしたのでございまして。

次に保険給付の受給要件を緩和したいわけでございますが、これにつきましても現在二カ月二十八日、六カ月七十八日の保険料納入済みのいずれかの一方を満たせばよいことになっておりますが、その要件を、二カ月二十八日、六カ月六十日の保険料を納めておればよいということにしたいと考えておるわけでございまして。特に分べん費、出産手当金、保育手当金等の被保険者が婦人であつて、みずから出産をする場合におきましては、四カ月二十八日、六カ月四十八日というように一般の場合よりも要件を緩和したいと考えておるわけでございまして。

第四に、認可による被保険者という条項を新しく設けまして、厚生大臣の保険を取り扱うことについての認可を得た労働組合の組合員であるという要件によって本法の被保険者になり得る道を開きたいと存じておるわけでございまして。これによりまして、先ほど申し上げましたような、特に本法の適用を必要とする人たちにこの保険適用の道が開けると信ずるものでございまして。

第五に、国庫負担は現在保険給付の一割でありますのを五割にいたしまして、その国庫負担をはっきりと法文に明文をうたいたいと考えておるわけでございまして。

以上がこの法律案を提出いたしました趣旨並びにその内容でございます。何とぞ慎重御審議下さいまして、すみやかに満場一致御可決下さいまして、心からお願いを申し上げます。

○佐々木委員長 以上で説明を終りました。本案に対する質疑その他につきましては後刻に譲ることいたします。

午後零時十二分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

〔参照〕
労働保険審査官及び労働保険審査会
法案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年三月十七日印刷

昭和三十一年三月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局